

# 都市再生安全確保計画制度等の概要

(平成26年7月)

都市再生ホームページ「都市再生安全確保計画制度について」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/toshisaisei/yuushikisya/anzenkakuho/index.html>

- ・都市再生安全確保計画は、都市再生特別措置法に基づき、官民からなる都市再生緊急整備協議会が、大規模地震発生時における滞在者等の安全の確保を図るために作成できるもの。
- ・エリア防災計画は、都市再生緊急整備地域に指定されていない主要駅周辺において、都市再生安全確保計画に準じて作成できるもの。

# 都市再生の基本的な枠組みの中での位置づけ

## 都市再生本部

(本部長:内閣総理大臣 副本部長:内閣官房長官、地域活性化担当大臣、国土交通大臣 本部員:本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣)

## 都市再生基本方針〔閣議決定〕

### 民間の活力を中心とした都市再生

都市再生緊急整備地域 (政令で指定: 62地域 8,037ha) **重点化**

都市の国際競争力の強化

特定都市再生緊急整備地域 (政令で指定: 11地域 3,607ha)

地域整備方針〔都市再生本部決定〕

都市再生緊急整備協議会〔官民で組織〕 (11地域)

#### 都市計画等の特例

##### 都市再生特別地区

〔都市計画決定〕  
容積緩和、道路上空建築  
(69地区)

##### 都市計画提案制度

都市再生事業に係る  
認可等の迅速化

#### 民間都市再生 事業計画

〔国土交通  
大臣認定〕  
(68計画認定)

税制特例

金融支援

#### 整備計画

〔特定地域  
8地域  
で作成〕

予算支援

#### 都市再生 安全確保 計画

〔7エリア  
で作成〕

税制特例

予算支援

### 官民の公共公益施設整備 等による全国都市再生

#### 都市再生整備計画

〔市町村が作成〕

〔1,007市町村で策定  
現在、  
552市町村で実施中〕

社会資本整備総合交付金  
を活用

財政支援

#### 賑わい創出等法制度

都市利便増進協定、道路  
占用特例(余地要件緩和)

#### 民間都市再生整備 事業計画

〔国土交通大臣認定〕  
(34計画認定)

金融支援

### 土地利用誘導等による コンパクトシティの推進

#### 立地適正化計画

〔市町村が作成〕

#### 居住誘導区域

都市計画・景観計画提案制度

#### 都市機能誘導区域

特定用途誘導地区

#### 民間誘導施設等整備 事業計画

〔国土交通大臣認定〕

金融支援

税制特例

誘導施設の建築等届出

一定以上の住宅建築等届出

居住調整地域

跡地等管理協定

## 背景

### 人口・機能集積エリアの特性

甚大な人的被害等が生じるリスクや我が国経済に多大な影響をもたらすリスク

### 東日本大震災の教訓

建築物の所有者・管理者等が、相互に密接に連携して防災対策を充実することが重要

### 既存の政策的枠組み

エリア単位での即地的かつ具体的な計画の策定を促進する制度的な枠組みが不在

## 意義

大規模災害発生時の

人的被害等の抑制

立地企業の事業継続性の向上

都市の国際競争力の強化

## 人口・機能集積エリアにおけるエリア防災のあり方

### 基本的方向性

- エリア全体の視点からの効率的・効果的取組の促進
- 行政のイニシアティブによる官民連携、分野横断的な取組の促進
- 民間事業者の連携・協力を促す環境整備
- エリア単位の防災対策の実効性の確保・検証、継続性の確保

- 地域の実情に応じたプライオリティの明確化、ハード・ソフト対策の効果的な連携
- 複数のエリア間での情報共有等による連携
- 地域防災計画をはじめとする防災に関連する計画との整合の確保

### 人的被害等の抑制

- 直接的被害の抑制
- 安全な退避の確保
- 退避スペース・退避所の確保

### 立地企業の事業継続性の向上

- 早期に事業再開が可能となる環境の整備
- 事業継続するうえで不可欠なエネルギー、通信手段の確保
- エリア内の企業による事業継続に係る機能の補完、連携・協力

# 都市再生特別措置法の一部改正(平成24年7月1日施行)

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等の所要の措置を講ずる。

## 背景

◆ 東日本大震災の際に、管理者の異なる様々な施設が集積する大都市の交通結節点周辺等のエリアにおいて、**避難者・帰宅困難者等による大きな混乱が発生。**

◆ 首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合には、建物損壊、交通機関のマヒ等により、**甚大な人的・物的被害が想定。**  
⇒ **官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保策が必要**

## 法案の概要

### 都市再生安全確保計画制度の創設

- 都市再生緊急整備地域(全国62地域を指定)の協議会(国、関係地方公共団体、都市開発事業者、公共公益施設管理者等(鉄道事業者、大規模ビルの所有者・テナント等を追加)からなる官民協議会)が、大規模な地震の発生に備え、
  - ・ 退避経路、退避施設、備蓄倉庫等(都市再生安全確保施設)の整備・管理
  - ・ 退避施設への誘導、災害情報・運行再開見込み等の交通情報の提供、備蓄物資の提供、避難訓練等について定めた計画(都市再生安全確保計画)を作成できることとする。
- 計画に記載された事業等の実施主体は、計画に従って事業等を実施。

都市再生安全確保計画の作成、計画に記載された事業等の実施に対し**予算支援**



### 一時退避の誘導と経路の確保

- ・地震発生時に、鉄道駅やビルから円滑に誘導・誘導のための情報発信設備を整備
- ・退避経路の協定(承継効付き)により関係者による継続的な管理を担保

### 避難訓練

- ・平常時からの訓練



### 退避施設の確保

- ・鉄道駅、オフィスビル等に退避施設を確保(数日間滞在)
- ・退避施設の協定(承継効付き)により関係者による継続的な管理を担保

### 情報提供

- ・災害情報、交通情報等の提供



### 耐震改修等の促進

- ・建築確認、耐震改修等の認定等手続を一本化

### 備蓄倉庫等の確保

- ・計画に記載された備蓄倉庫等の部分を容積率不算入
- ・地方公共団体との管理協定(承継効付き)により継続的な管理を担保
- ・都市公園に備蓄倉庫等を設置する際の占用許可手続を迅速化



\* 下線は法律の特例

都市における大規模地震発生時の安全を確保

## 計画によって実現する効果

1

関係者の  
情報共有

2

都市再生事業に  
おける効果的な  
施設整備等

3

滞在者等の  
安全確保

4

○企業活動等の  
継続性確保  
○防災に関するエ  
リマネ活動促進等

5

エリアの経済・  
社会の安全性・  
信頼性の総合的  
向上

6

都市再生  
の実現  
・都市魅力向上  
・競争力強化

## 各主体の効果



**地方公共団体(都市部局)** 都市再生を進めるにあたり、業務・商業地区の自立(BCP)をあらかじめ支援しつつ、民間からの連携を引き出し、都市の防災機能を強化することにより、都市の経済機能の強化等、都市の魅力が向上します。



**地方公共団体(防災部局)** 防災計画を作成するにあたり、防災機能を考慮した民間開発事業の実施など、民間事業者の連携を引き出すことで、人的被害等の抑制につながり、効率的・効果的な防災対策を実施することができます。



**デベロッパー、ビル・テナント企業** 地方公共団体等との連携により、効率的・効果的な防災対策の作成ができます。具体的には、個別のビルの防災機能の向上に加え、エリア単位の計画作成に参加することで、一層の防災性能向上が可能となります。これによって、企業活動の継続的な発展、地域ブランド力の向上、顧客に安心を与えること等の効果が期待されます。



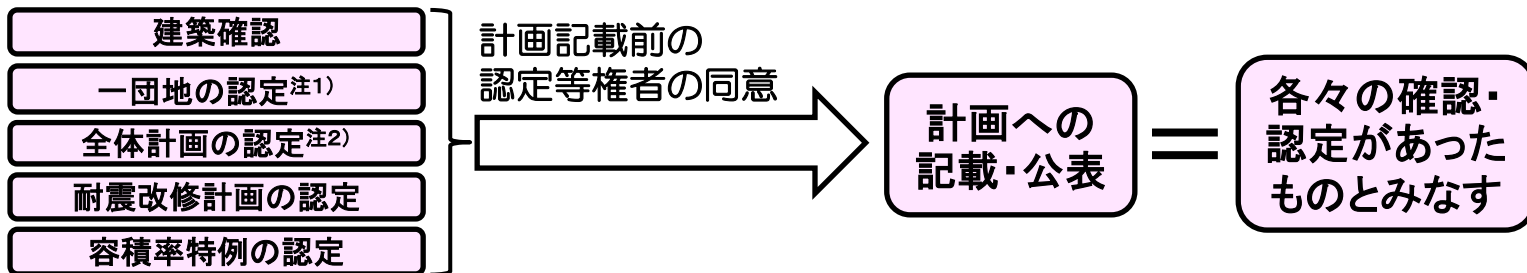
**公益事業者(鉄道事業者等)** 発災時の滞在者等の混乱を抑制し、本業の再開・復旧に注力できるようになるとともに、地方公共団体等と連携した発災時の対策の作成、効率的・効果的な防災体制の構築が可能になります。また、企業として事業に対する顧客等からの評価の向上が期待されます。



○ 都市再生安全確保計画に記載された場合に適用される以下の特例措置を創設し、大規模地震発生時の安全の確保を促進。

### 建築ストック再編を促進するための手続の一体処理

計画に基づく建築確認、耐震改修計画の認定等の手続を一本化し、建築ストックの再編による備蓄倉庫等の整備、耐震性向上等を促進

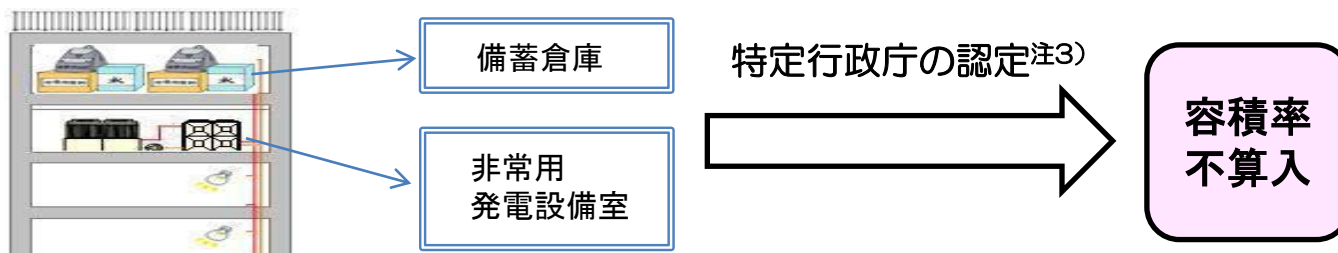


注1) 複数の敷地を一つの敷地とみなし、容積率等の規制を適用することを可能とする認定制度。容積率の上限を超えた退避施設の設置等を想定。

注2) 現行の建築規制に適合していない既存不適格建築物を複数の工事で適合させる場合、工事を中断した際に違反建築物とならないようにする認定制度。学校の改修を夏休みごとに行う場合等を想定。

### 備蓄等の促進を図るための容積率規制の緩和

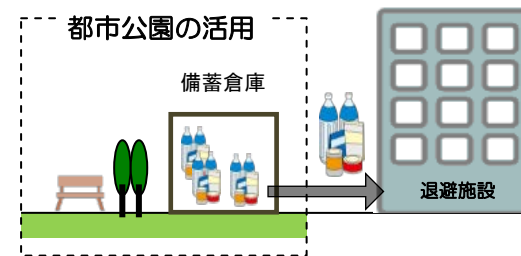
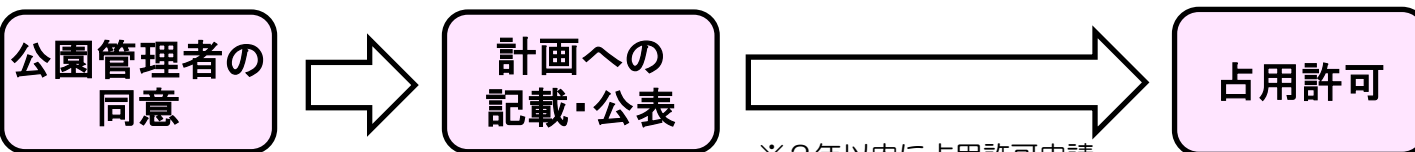
大都市の主要駅周辺の多数の買い物客、観光客、顧客など（滞在者等）の安全な退避のための備蓄倉庫、非常用発電設備室等について、容積率不算入の特例を設け、備蓄等を促進



注3) 現行制度では許可制（建築審査会の同意要）

### 事業のスピードアップを図るための都市公園の占用許可手続の迅速化

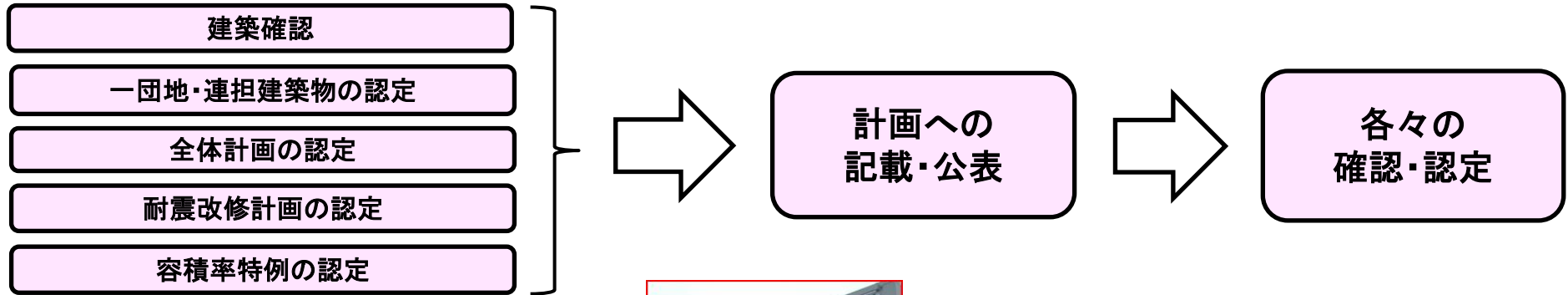
大都市の主要駅周辺の多数の買い物客、観光客、顧客など（滞在者等）の安全な退避のための備蓄倉庫等を都市公園に設置することが計画に記載された場合、占用許可手続を迅速化



※ 公園外の退避施設へ物資を提供

# 建築ストック再編を促進するための手続の一体処理

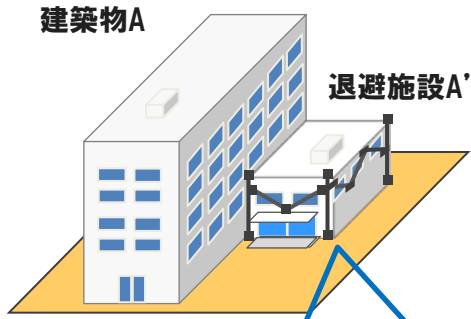
計画に基づく建築確認、耐震改修計画の認定等の手続を一本化し、建築ストックの再編による備蓄倉庫等の整備、耐震性向上等を促進



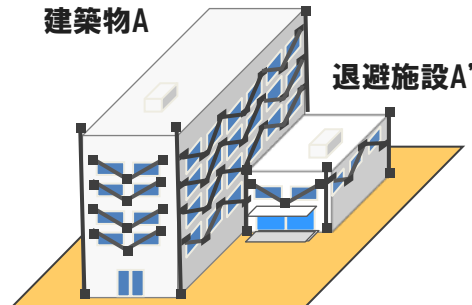
## 「建築確認」「全体計画の認定」を一本化した例

第一期工事  
完了時

第二期工事  
完了時



退避施設A'を先行して耐震改修

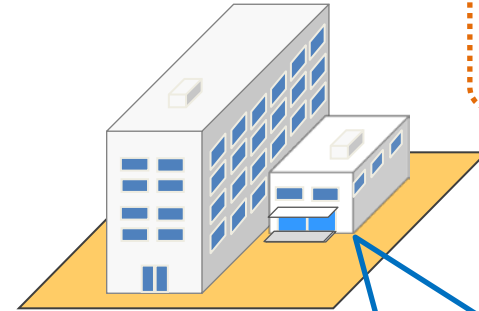


第二期工事完了時に全ての基準に  
適合させればよいことになる

## 「建築確認」「容積率特例の認定」を一本化した例

建築物A  
(容積率: 400%)

商業地域:  
容積率400%



備蓄倉庫A'の増築

容積率の限度を超えて備蓄倉庫等の整備が可能になる

# 備蓄等の促進を図るための容積率規制の緩和

大都市の主要駅周辺の多数の買い物客、観光客、顧客など（滞在者等）の安全な退避のための備蓄倉庫、非常用発電設備室等について、容積率不算入の特例を設け、備蓄等を促進

計画に記載された備蓄倉庫、非常用発電設備室等について、建築審査会の同意が不要な、特定行政庁の認定により、容積率を緩和できることとする。

➡ 迅速な緩和が可能となり、都市再生安全確保施設の整備に資する。

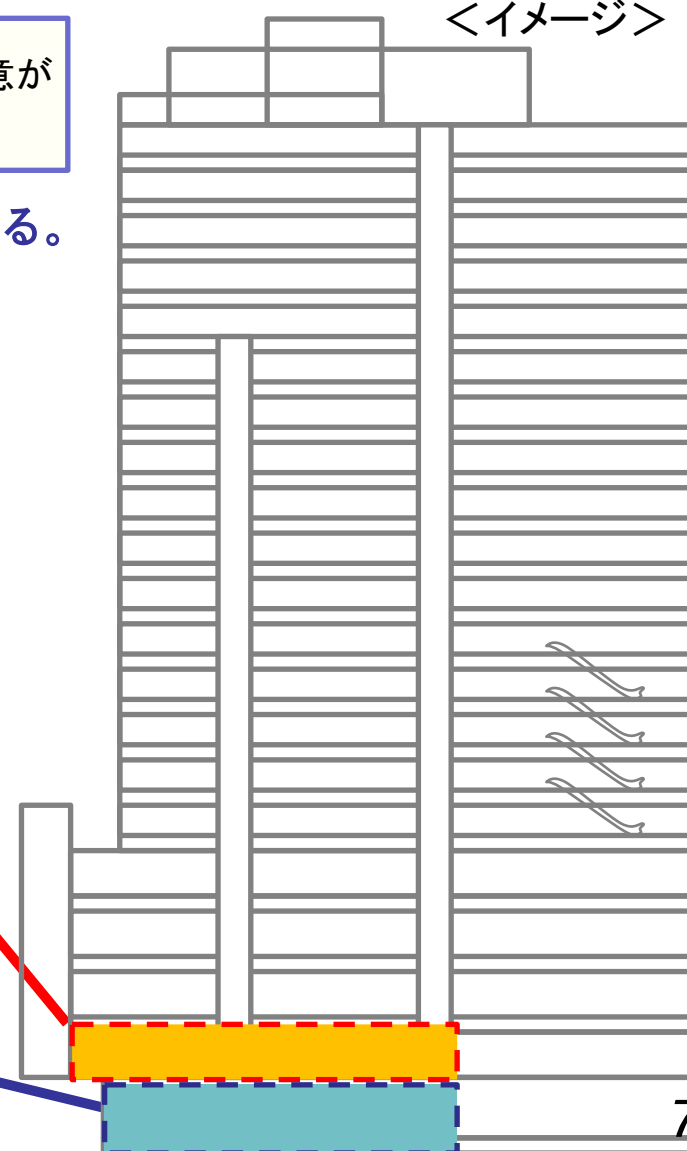
備蓄倉庫



非常用発電設備室



<イメージ>





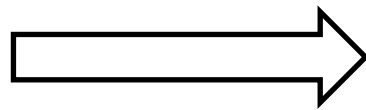
# 事業のスピードアップを図るための都市公園の占用許可手続の迅速化

大都市の主要駅周辺の多数の買い物客、観光客、顧客など（滞在者等）の安全な退避のための備蓄倉庫等を都市公園に設置することが計画に記載された場合、占用許可手続を迅速化

公園管理者の  
同意



計画への  
記載・公表



※2年以内に占用許可申請

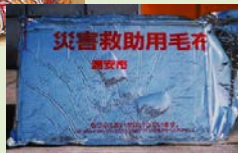
占用許可



災害時に公園外の  
退避施設へ物資を提供



都市公園内の  
備蓄倉庫



退避施設に  
避難した人々

耐震性  
貯水槽



非常用  
発電設備



# 都市再生安全確保施設の適切な管理のための協定制度

○ 都市再生安全確保計画に記載された退避経路、退避施設、備蓄倉庫(都市再生安全確保施設)の適切な管理のための協定制度を創設し、大都市の主要駅周辺の多数の買い物客、観光客、顧客など(滞在者等)の安全を確保。

都市再生安全確保計画に記載された施設  
(都市再生安全確保施設)

多数の滞在者等が各施設から混乱なく  
**退避できる経路の確保**

多数の滞在者等が数日間風雨をしのげる  
**退避施設の確保**

多数の滞在者等が数日間退避生活を送るための食料、水、毛布等の**備蓄物資の確保**

退避経路協定

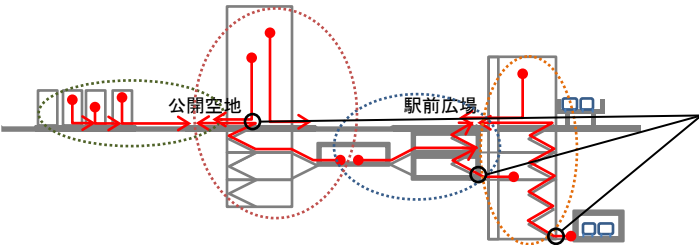
退避施設協定

管理協定

承継効※を付与し、協定の安定性・継続性を確保

※ 所有者の変更後も引き続き効力を有する法的効果

## <退避できる経路の確保>



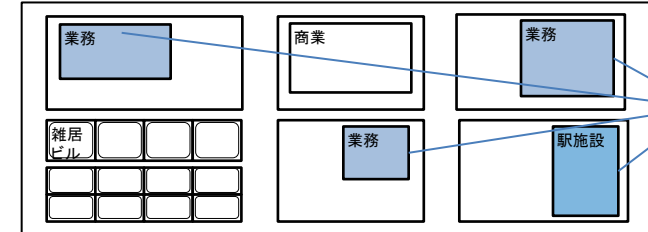
円滑に避難するための退避経路の整備・管理



## <退避経路協定のイメージ>

- ・ 協定エリア・退避ルートの明示。
- ・ 退避経路は、段差を解消し、滑りにくい構造とする。
- ・ 退避が円滑にできるよう、歩道等の整備、誘導標識の設置。
- ・ 退避の支障となる看板等は置かない。

## <退避施設の確保>



1階ロビー等を退避施設として提供し、管理



## <退避施設協定のイメージ>

- ・ 協定エリア、退避施設の明示。
- ・ 退避施設の面積・受入可能人数。
- ・ 情報発信設備の設置(周辺の災害情報、鉄道の運行情報等の提供)

## <備蓄物資の確保>



## <管理協定のイメージ>

- ・ 備蓄倉庫の明示(△△ビル内の備蓄倉庫)。
- ・ 備蓄物資の定期点検。
- ・ 発災時の備蓄倉庫の解錠及び配布方法。

※各協定には、有効期間や違反者に対する是正措置を定める。



地域の現状把握(現状の把握と被害の検討)

計画の作成、コーディネート(協定締結支援等)

計画の実施

ソフト事業

- ・退避誘導ルール、情報提供ルール作成
- ・避難訓練、普及啓発活動等

ハード事業

設備の設置

- ・備蓄倉庫、情報通信施設、耐震性貯水槽、非常用発電設備等の設置

公共施設等の整備

- ・公園、緑地、広場等の一時退避施設の整備
- ・退避経路、退避施設、備蓄倉庫等を有する建築物の整備
- ・建築物の耐震診断・耐震改修等

▽平成26年度創設

地下街防災推進事業

8億円(平成26年度予算)

- ・補助率:1/3+地方1/3  
『地下街の安心避難対策ガイドライン』をふまえ、地下街管理者が地下街防災推進計画を策定し、その計画に基づき実施する取組み(ハード・ソフト)に対して支援

災害時拠点強靱化緊急促進事業

30億円(平成26年度予算)

- ・補助率:2/3+自治体1/3  
1/2(対自治体)  
計画と連携し、オフィスビル、学校、ホール等の一時滞在施設における帰宅困難者等の受入のため付加的に必要なスペースや、備蓄倉庫、非常用発電設備等の整備費用(掛かり増し費用)に対して支援

内閣府

国土交通省等

都市再生安全確保計画策定事業費補助金

0.9億円(平成26年度予算)

- ・補助率:1/2(自治体又は民間事業者等)  
都市再生安全確保計画の作成に必要な基礎データの収集・分析等

都市安全確保促進事業(エリア防災促進事業)

2.4億円(平成26年度予算)

- ・補助率:計画作成・ソフト1/2、ハード1/3(自治体又は官民協議会)  
※間接補助は事業費の1/3以内、かつ自治体の補助に要する費用の1/2以内

社会資本整備総合交付金

※9,124億円の内数(平成26年度予算)

- ・都市防災総合推進事業  
公共空地(公園、緑地、広場等)の整備、耐火建築物の建築等  
補助率:1/3、1/2(対自治体)
- ・市街地再開発事業  
補助率:1/3
- ・優良建築物等整備事業  
補助率:1/3  
計画に記載された退避経路・退避施設を有する優良な新築建築物を支援
- ・耐震改修促進事業  
耐震診断 補助率:1/3  
耐震改修 補助率:11.5%、1/3
- 耐震対策緊急促進事業  
200億円(平成26年度予算)  
耐震改修促進事業への上乗せ補助等  
耐震診断 補助率:1/2  
耐震改修 補助率:1/3~2/5

税制・金融

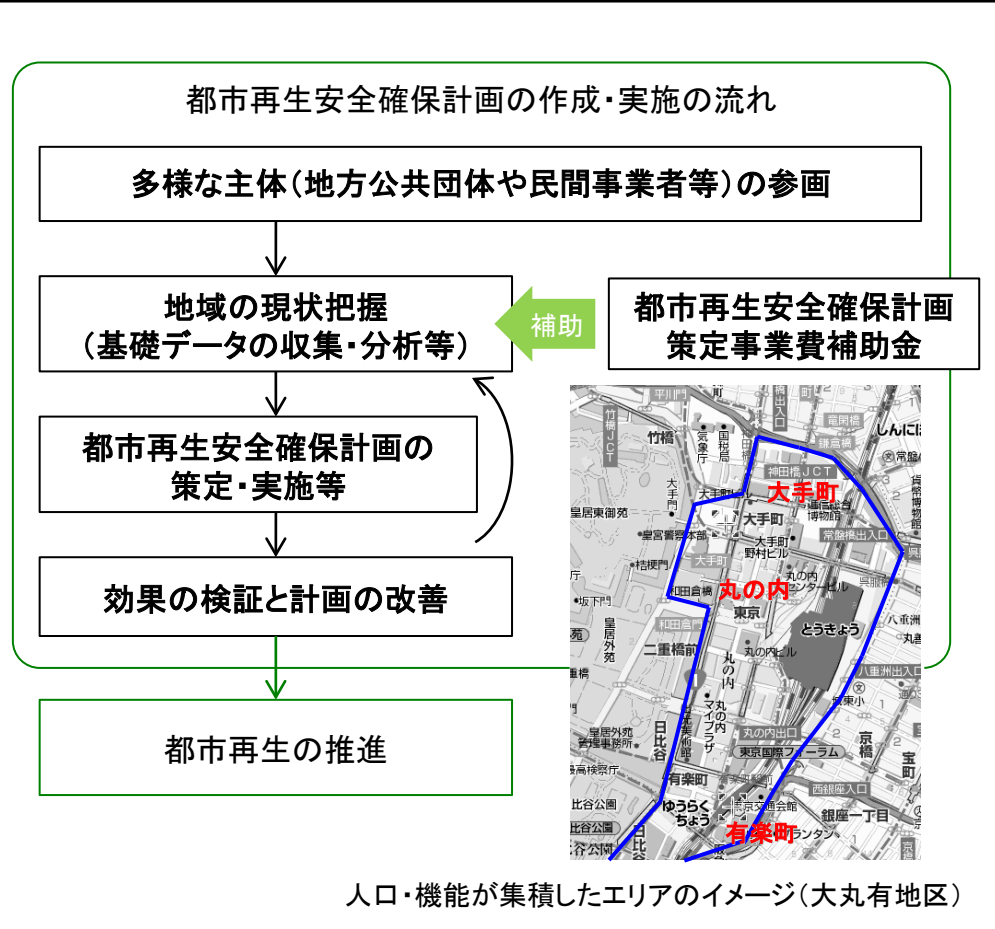
- ・優良な民間都市開発プロジェクトに対する税制支援  
(法人税、所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税等)、金融支援(貸付け・社債取得)
- ・備蓄倉庫を有する建築物に対する税制支援(固定資産税等)  
計画に記載され、管理協定の対象となった施設を支援対象

# 都市再生安全確保計画策定事業費補助金

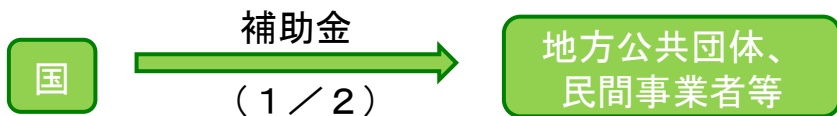
○都市再生緊急整備地域において、地方公共団体や民間事業者等の調査に対して、支援を行う。

## 事業概要・目的

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、人口・機能が集積するターミナル駅周辺において大規模災害時の滞留・帰宅困難者対策を講じ、大都市における人的被害の抑制、都市の経済活動の継続を目的として、都市再生特別措置法に都市再生安全確保計画制度を創設（平成24年度改正）。
- 本制度は、都市再生緊急整備地域において、官民からなる都市再生緊急整備協議会が、首都直下地震等の大規模災害に備え、エリア全体の視点からハード・ソフト両面の防災対策を総合的に盛り込んだ計画を作成し、計画に基づき事業等を実施するもの。
- 計画の作成に当たっては、発災時の滞在者等の行動、機能集積の状況、インフラ及び建築物等の状況などを詳細に把握するとともに、公共・公益的空間への受入環境の整備（事業者等関係者相互の連携等）が必要となる。
- このため、本経費により、都市再生緊急整備地域において、基礎データの収集・分析等に要する費用に対して補助を行い、計画の作成等を支援するもの。



## 資金の流れ



## 期待される効果

- 大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制及び立地企業の業務継続性の確保が図られるとともに、都市再生が推進される。

# 都市再生安全確保計画策定事業費補助金(事業内容、手続き)

## 目的

首都直下地震等の大規模災害の発生に備え、都市再生緊急整備地域において都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に必要な基礎データ収集等に要する費用に対する補助を行い、都市再生安全確保計画の作成や同計画に基づく事業等の実施を促進し、都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図ることを目的とする。

## 事業概要

### 【事業内容】

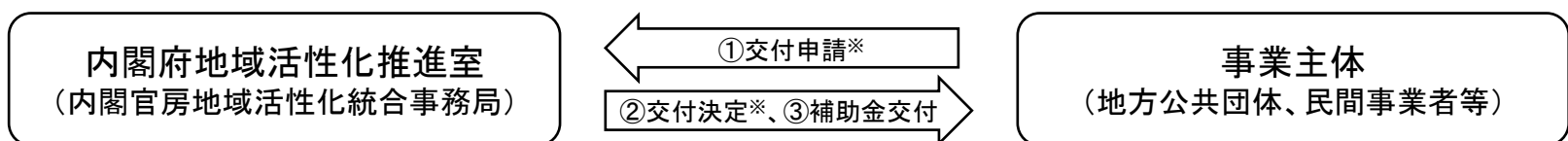
都市再生安全確保計画の作成に必要な地方公共団体等が実施する基礎データの収集・分析等の実施に要する経費に対して、補助を行う。

- ・ 地域内の滞在人口の推計
- ・ 地域内の建築物の耐震性能に係るデータの収集・分析
- ・ ライフラインの防災性能に係るデータの収集・分析
- ・ 地域内の退避場所に係る現況調査
- ・ 地域内の退避施設に係る現況調査
- ・ 退避者の退避行動シミュレーション
- ・ 退避経路の安全性の検証
- ・ 退避者の退避場所・退避施設への収容状況の分析
- ・ その他都市再生安全確保計画の作成に必要なデータの収集・分析等

【事業主体】 地方公共団体、民間事業者等

【補助率】 1/2

### 【補助申請】



※ 交付申請は、補助事業の実施主体から内閣府地域活性化推進室に直接申請。但し、民間事業者等が実施主体の場合は、本補助金交付の適格性があるか否かを審査するにあたり、関係地方公共団体へ意見照会による調査等を行う。



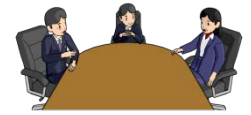
○東日本大震災において、首都圏で約515万人に及ぶ帰宅困難者が発生し大きな混乱が生じたこと等を踏まえ、都市機能が集積した地域における大規模な震災の発生が社会経済に与える影響に鑑み、都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続を図るため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策への支援を実施。  
【平成24年度創設】

## 都市再生緊急整備地域内＋主要駅周辺


※平成25年度に下線部分の制度拡充を実施。

### 都市再生緊急整備協議会又は帰宅困難者対策協議会

- 【構成員】**
- ・国、都道府県、市町村
  - ・大規模ビル等所有者
  - ・鉄道事業者 等




- 都市再生安全確保計画  
又はエリア防災計画を作成
- ・防災施設等の整備（備蓄倉庫、情報伝達施設、非常用発電設備等）
  - ・災害予防対策（避難訓練等）
  - ・災害発生時の避難・救助 等

- 協議会開催支援  予算支援補助率1/2
- 計画作成支援
  - ・専門家の派遣 等
- コーディネート活動支援
  - ・勉強会、意識啓発活動
  - ・官民協定の締結

計画に基づく  
ソフト・ハード両面の対策


計画作成及び計画に基づくソフト・ハード対策等への支援

国

 予算支援補助率1/2

**ソフト対策**  
避難訓練、情報伝達ルール  
備蓄ルール確立 等



 予算支援補助率1/3

**ハード対策**  
備蓄倉庫、情報伝達施設  
非常用発電設備の整備 等



※都市再生緊急整備地域：都市再生特別措置法に基づき、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として指定された地域（平成25年7月時点で62地域）。  
※主要駅周辺：1日あたりの乗降客数が30万人以上の駅周辺。

# 都市安全確保促進事業（エリア防災促進事業）

## ○予算額及び執行状況

	H24年度	H25年度	H26年度
予算額	340	430	240
執行額	0.9	94	—
執行率	0.3%	21.8%	—

※額の単位は「百万円」。  
 ※執行額には翌年度への繰越額を含む。

### ■執行率が低い理由（対象地域へのアンケート結果等より）

- ・各地方公共団体において、東日本大震災の影響を分析し地域防災計画の改訂作業が優先された。
- ・民間事業者等との調整に時間を要し都市再生安全確保計画等の策定主体となる官民協議会の設立に時間を要した。 等

## ○これまでの事業実施箇所（H26.7時点）

地域区分	地域名
都市再生緊急整備地域	札幌、新宿、横浜、川崎、辻堂、名古屋、京都
その他の地域	大井町駅、中野駅、北千住駅、綾瀬駅、立川駅、吉祥寺駅、藤沢駅

### <主なソフト事業>

避難訓練（新宿、横浜、京都等）、防災マップ・パンフ（横浜、京都、藤沢駅）、防災セミナー（新宿）等

### <主なハード事業>

備蓄倉庫（北千住駅、綾瀬駅、藤沢駅）、情報伝達施設（北千住駅、綾瀬駅）、避難誘導設備（京都）等

# <参考>行政事業レビュー「公開プロセス」について

## 平成26年行政事業レビュー「公開プロセス」の実施

- 行政事業レビューは、各府省において事業の実態を十分に把握・点検し、その結果を今後の事業執行や予算要求等に反映する取組。
- 国土交通省においては、今回、その対象事業の一部について、外部有識者を交えて検証する「公開プロセス」を以下のとおり実施。
  1. 開催日時／場所  
平成26年6月20日（金）10：00～18：05／国土交通本省10階共用会議室
  2. 対象事業  
7事業（「都市安全確保促進事業」等）
  3. 外部有識者（敬称略）  
赤井伸郎（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）、上村敏之（関西学院大学経済学部教授）、永沢 徹（永沢総合法律事務所弁護士）、長谷川太一（新日本有限責任監査法人公認会計士）、水上貴央（早稲田リガルコムス法律事務所弁護士）、村木美貴（千葉大学大学院工学研究科教授）等

## 平成26年度行政事業レビュー「公開プロセス」とりまとめ結果

- 事業名：都市安全確保促進事業
- 評価結果：事業全体の抜本的な改善  
（現状通り1名、事業内容の一部改善1名、事業全体の抜本的な改善3名、廃止1名）
- とりまとめコメント
  - ・ 予算執行率がより高まるよう、地域のニーズを踏まえた改善を検討すべき。
  - ・ 緊急性が高い事業であるので、計画の策定がより促進されるよう、補助の方法について、緊急性の高いものを優先させたり、モニタリングを含め、より強力な誘導方策も検討するなど改善すべき。
  - ・ 作った計画の周知方法や災害時の実行方法も合わせて検討すべき。

⇒ 平成27年度予算概算要求等において反映

# 都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫に係る課税の特例措置の延長(固定資産税等)

○大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫に係る課税の特例措置を2年間延長する。

## 施策の背景

### 現状・課題

○ 東日本大震災の際に、管理者の異なる様々な施設が集積する大都市の交通結節点周辺等のエリアにおいて、**避難者・帰宅困難者等による大きな混乱が発生。**

新宿駅周辺は、超高層ビルからの避難者と交通結節点に向かう帰宅困難者等により、人があふれ、大きな混乱が生じた。

○ 首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合には、建物損壊、交通機関のマヒ等により、**甚大な人的・物的被害**が想定。

⇒ 官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保策が必要

⇒ **都市再生特別措置法の改正(平成24年7月1日施行)**



※東日本大震災当日の新宿駅

## 都市再生安全確保計画制度

平成24年度に都市再生特別措置法を改正し創設

## 本特例の対象設備イメージ

備蓄倉庫を  
都市再生安全確保計画に記載



### 都市再生緊急整備地域の協議会

### 都市再生安全確保計画を作成

《構成員》

- ・ 国、都道府県、市町村
- ・ 大規模ビル等所有者
- ・ 鉄道事業者 等



- ・ 都市再生安全確保施設の整備 (避難施設、避難経路、**備蓄倉庫**等)
- ・ 避難施設への誘導、災害情報・公共交通機関の運行情報等の提供、備蓄物の提供、避難訓練 等

⇒ 計画に記載された事業等の実施主体は、計画に従って事業等を実施

## 税制要望の概要

都市再生安全確保計画に記載され、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に対して

⇒ 固定資産税・都市計画税について、最初の5年間、価格に2/3を参酌し、1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする措置を2年間延長する。

## 減税額のイメージ

備蓄倉庫の延床面積 × 建物の固定資産税評価額 × (1-条例で定める割合2/3) × (1.4%+0.3%) =  $\frac{200\text{m}^2}{100,000\text{m}^2} \times 210\text{億円} \times 1/3 \times 1.7\% = \text{約}24\text{万円/年}$

固定資産税率 都市計画税率 (10万㎡×100万円/坪×70%)



# <参考>地下街防災推進事業

地下街については、大規模地震発生時に、利用者等が混乱状態となることが懸念され、天井等の老朽化も進んでいること等から、ハード・ソフトからなる地下街の防災対策を推進する。

- ・ 「地下街の安心避難対策ガイドライン」を基に、地下街管理者に対して、地下街の安全点検や、「地下街防災推進計画」の策定を支援するとともに、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援。
- ・ 補助率 1 / 3 （地方公共団体との協調補助）

## 「地下街の安心避難対策ガイドライン」

（地震時における地下街の防災対策を検討するための技術的な助言）

### 地下街管理者による防災対策に必要な取組（ハード・ソフト）を支援

#### <計画策定>

- ・ 安全点検調査
- ・ 施設改修計画の作成
- ・ 関係者の合意形成 等



計画に基づく対策

#### <防災対策の取組>

##### 避難路の拡幅



##### 天井板等の補強



##### 備蓄倉庫の整備



災害時の情報提供を行うデジタルサイネージ



非常用発電設備の機能補強



周辺のビルや鉄道駅等との連携した取組の推進



# <参考> 災害時拠点強靱化緊急促進事業

南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。

## 帰宅困難者への対応(一時滞在施設の確保)

主要な駅の周辺において、民間再開発ビル等を活用して、行き場のない帰宅困難者の一時滞在施設の確保を促進  
 対象施設：地方公共団体と帰宅困難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等  
 対象地域：政令市・特別区の主要駅や中核市・特例市・県庁所在市の中心駅の周辺

## 負傷者への対応(災害拠点病院の整備)

大量に発生する負傷者に対応するため、災害拠点病院の整備を促進  
 対象施設：都道府県が指定する災害拠点病院  
 対象地域：全国

## 共通的要件

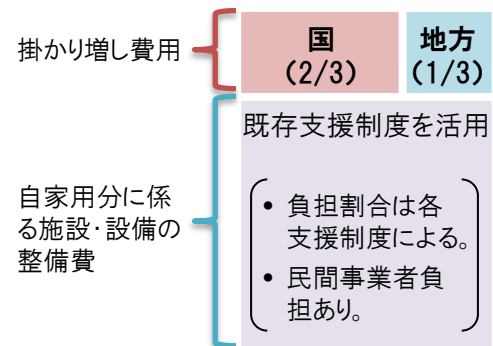
- 耐震性を有すること(新築の場合は、耐震等級2相当)
- 自家用分(通常時に施設利用する者の分)と帰宅困難者分の食料・水等を3日分備蓄可能であること 等

## 補助対象・補助率

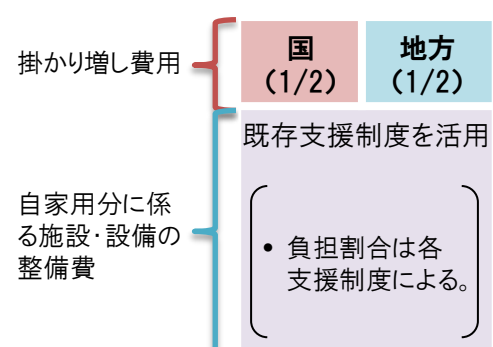
- 帰宅困難者や負傷者を受け入れるために付加的に必要なスペースや備蓄倉庫、非常用発電設備等の整備に要する費用(掛かり増し費用)に対して支援
- 補助率 国：2/3、地方：1/3(民間事業者の場合)、国：1/2(地方公共団体の場合)

## 【支援イメージ】

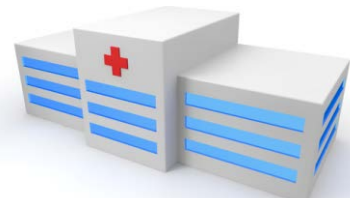
①民間事業者が整備主体の場合



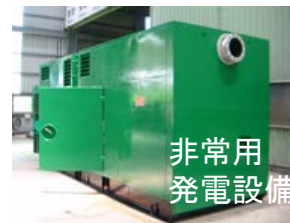
②地方公共団体が整備主体の場合



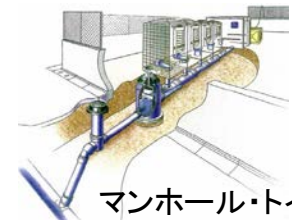
駅



備蓄倉庫



非常用発電設備



マンホール・トイレ 等

# (参考) 防災情報ステーション等整備事業

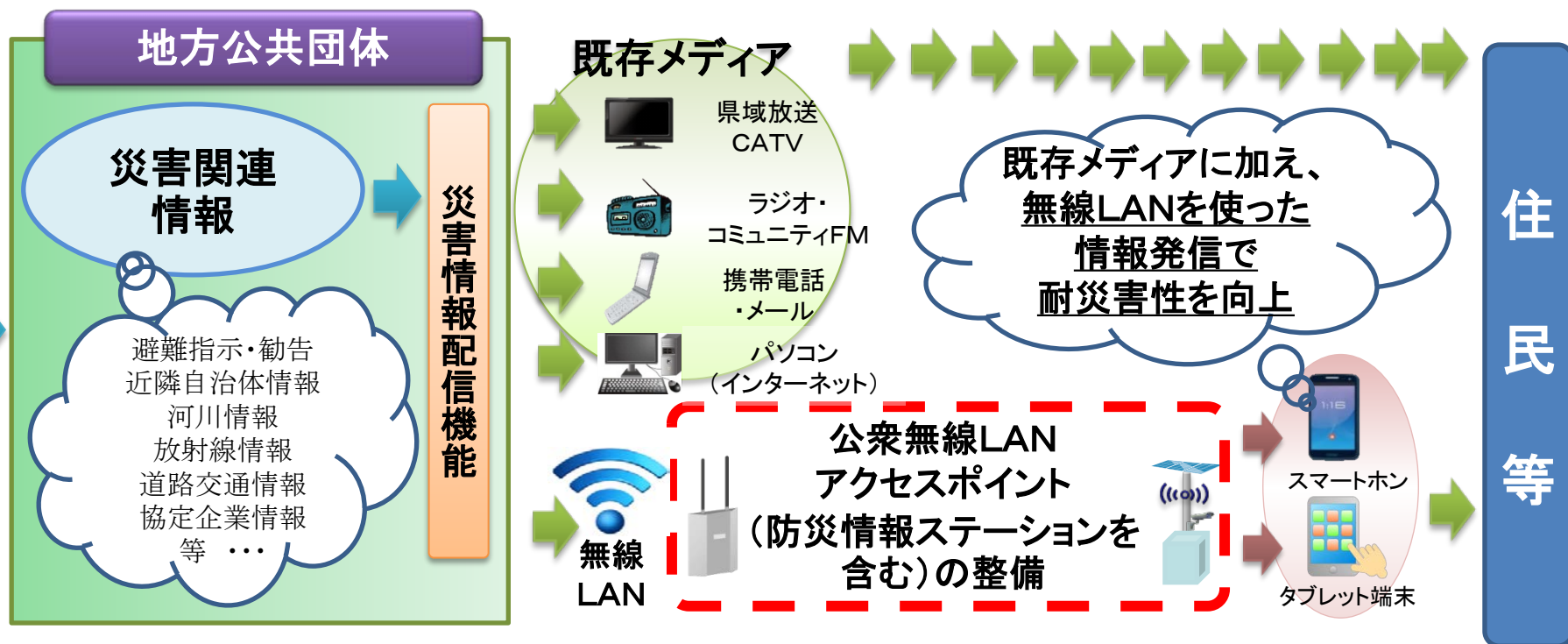
避難所等に、耐災害性の高い公衆無線LAN環境(防災情報ステーションを含む)の整備等を行う地方公共団体等に対し、その事業費の一部を補助。

○H25補正予算案予定額:21.3億円の内数

○補助対象先:緊急避難場所、避難所、役場本庁舎等

○交付額:地方公共団体(1/2)及び第三セクター(1/3)

イメージ図



- 防災情報ステーションは、地域のニーズに応じ、必要最小限の機能を実装できるようにすることを想定。
- 整備した公衆無線LAN等は、災害時のみでなく、住民や観光客等による平時の利活用も推進。